

令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県立庄内総合高等学校に在学する生徒（以下この条及び次条において「庄総生」という。）と、町民又は友好町である南三陸町の住民との交流を目的とした対外活動を推進するため、庄総生を支援する山形県立庄内総合高等学校後援会（第8条において「後援会」という。）に対し、予算の範囲内で令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、庄総生を参加者の主体とし活動を行う事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 町民との交流を目的とした活動事業
- (2) 地域の伝統又は文化を学ぶ対外活動事業
- (3) 南三陸町を訪れ交流を行う対外活動事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認める事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下この条及び第5条において「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する活動経費又は交通費（貸切バス等の借上料その他経費）とし、補助金の額は、81万2,000円を限度とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。

- (1) 会議等の茶菓代を除く飲食費
- (2) 視察又は研修を目的としない旅行費用
- (3) 他の団体が行う事業等への負担金

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する交付申請書は令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 貸切バス等の借上料に係る見積書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の実施内容が分かる実施要綱その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号イ及びロに規定する軽微な変更は、補助対象事業の区分ごとに補助対象経費の10分の2を超えない範囲の減額とする。

2 規則第6条第1項第1号イ又はロの規定により補助対象経費の配分又は補助対象事業の内容の変更について町長の承認を受けようとするときは、令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金変更承認申請書（様式第4号）に変更後の事業計画書

及び収支予算書を添えて、町長に提出しなければならない。

- 3 規則第6条第1項第1号ハの規定により補助対象事業の中止又は廃止について町長の承認を受けようとするときは、令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 規則第7条に規定する補助金の交付の決定通知は、令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（実績報告）

第7条 規則第13条に規定する実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して20日を経過する日又は令和9年3月31日のいずれか早い日とし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 貸切バス等の借上料に係る領収書の写し
- (4) 補助対象事業を実施した記録写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（概算払）

第8条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた後援会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金概算払請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第14条に規定する交付金の額の確定通知は、令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金交付額確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、規則第5条の規定により補助金の交付決定した者が、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住 所
団体名
代表者氏名

令和 8 年度庄内町山形県庄内総合高等学校生徒活動支援補助金交付申請書

令和 8 年度において庄内町山形県庄内総合高等学校生徒活動支援補助について庄内町山形県庄内総合高等学校生徒活動支援補助金 円を交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添付して申請します。

様式第2号（第4条、第5条、第7条関係）

事業計画（実績）書

1 事業実施日時	年 月 日（ ）
2 事業実施場所	
3 参加生徒の学年及び人数	学年 人
4 事業内容	
5 事業費等	

様式第3号（第4条、第5条、第7条関係）

収 支 予 算 （ 精 算 ） 書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住 所
団体名
代表者氏名

令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金について、下記のとおり変更したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更予定期日
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 交付決定額 円
- 5 変更後の交付申請額 円
- 6 添付書類
 - (1) 変更後の事業計画書
 - (2) 変更後の収支予算書
 - (3) 貸切バス等の借上料に変更が生じた場合、変更後の見積書の写し

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住 所
団体名
代表者氏名

令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金中止（廃止）
承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により申請します。

記

- 1 中止予定期間（廃止予定年月日）
年 月 日（から 年 月 日まで）
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 交付決定額 円
- 4 中止（廃止）後の交付申請額 円

様

庄内町長



令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 補助対象事業の区分ごとに補助対象経費の10分の2以上の減額を伴う変更が生じたとき、又は交付対象事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書を町長に提出し、その承認を得なければなりません。
 - (2) 後援会が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は庄内町補助金等の適正化に関する規則若しくは令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金交付要綱の規定に違反したときは、この交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずる場合があります。

庄内町長 宛

申請者 住 所
団体名
代表者氏名

令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金について、令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円
- 5 概算払を必要とする理由

6 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当 座 ・ その他 ()		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和8年度庄内町山形県立庄内総合高等学校生徒活動支援補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知する。

記

交付金決定通知額	円
交付金の確定額	円